



令和6年（行コ）第2号 旅券発給処分無効確認等請求控訴事件

控訴人 近藤ユリ

被控訴人 国

証拠説明書（1）

2024年7月9日

福岡高等裁判所第3民事部 本係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士	近	藤	博	徳
同	椎	名	基	晴
同	仲		晃	生
同	仲	尾	育	哉
同	山	西	信	裕



号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲143	【ドイツ】国籍法の改正 (外国の立法 No. 299-2)	写	2024年 (令和6年) 5月	海外立法情 報課 山岡規雄	ドイツが2024年3月に、複数国籍を 広く認めることを内容とする改正国 籍法を公布したこと。
甲144 -1	Modernes Staatsangehörigkeitsrecht auf den Weg gebracht	写	2023年 8月23日	ドイツ連邦 内務省	2023年夏、ドイツで、外国国籍を志 望取得した場合にドイツ国籍を失う とする国籍法の規定が削除されると の告知がなされたこと。
甲144 -2	甲144の1の日本語訳	写	2023年 (令和5年) 8月25日	控訴人 代理人 弁護士 仲 晃生	同上。
甲145	ドイツ、二重国籍を認めるため に市民権法を改正	写	2024年 (令和6年) 5月	ETIAS.COM	ドイツにおいて2024年1月19日に 国籍法の改正が成立した事実、及 び改正の主たる目的がドイツに在住 する外国国籍者の帰化要件の緩和 にあった事実
甲146 -1	Referentenentwurf des Bundesministeriums des Innern und für Heimat (抄)	写	2023年 5月19日	ドイツ連邦 内務省	2023年5月、ドイツで、外国国籍を志 望取得した場合にドイツ国籍を失う とする国籍法25条が削除されるとい う法案の告知がなされたこと。
甲146 -2	甲146の1の日本語抄訳	写	2023年 (令和5年) 8月25日	控訴人 代理人 弁護士 仲 晃生	同上。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲147	令和5年9月28日 最高裁第一小法廷決定	写	2023年 (令和5年) 9月28日	最高裁判所 第一小法廷	東京訴訟の高裁判決に対する上告及び上告受理申し立てが、具体的な理由を明示しないいわゆる三行半決定で、第一小法廷により棄却及び不受理とされたこと。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲148	令和5年10月25日 最高裁判所大法廷決定	写	2023年 (令和5年) 10月25日	最高裁判所
				最高裁判所大法廷は、2023年10月25日、第一小法廷の裁判官を含む裁判官の全員一致で、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号を違憲とする決定を下すにあたって、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由が憲法13条によって保障されるとしたうえで、同号が同自由に必要なかつ合理的な制約を課すものとして憲法13条に適合するか否かについては、本件規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断されるべきとする判断枠組みを採用したこと。 そのうえで同決定は、具体的な較量においては、同号の目的について、①懸念される問題が生じることは極めてまれであること、②問題が起きていないこと、③問題が起きるとも考えられないことから、④制約の必要性はその前提となる諸事情の変化により低減しているとした。手段については、⑤代替手段があること、⑥同号の要件を課すことは医学的にみて合理性を欠くに至っていること、⑦同号は、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものとなっていること、⑧諸外国では生殖能力の喪失を法令上の性別の取扱いを変更するための要件としない国が増加していることなどをふまえて、⑨制約として過剰になっていると指摘し、結論として同号は違憲であるとしたこと。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲149	〔鼎談〕 国籍法違憲判決をめぐって 高橋和之、岩沢雄司、早川眞一郎（抄） (ジュリストNo. 1366)	2008年 (平成20年) 11月1日	株式会社 有斐閣	2008年の国籍法違憲判決を契機とした鼎談で、憲法学者の高橋和之が、国籍を対内的に憲法という観点から考えるとき、現憲法を制定したのは国民であるから、論理的には、現憲法制定時点において国民は既に存在しており、現憲法制定以前に存在する、前憲法的あるいは超憲法的な存在として、国民の存在が想定されているというべきであり、その前憲法的あるいは超憲法的な国民の範囲を法律で裁量的に決めるというのは、論理的に成り立たないと考えるべきと論じていること。（46頁） 高橋和之が「憲法が想定する「国民」は、国籍を持つ憲法上の権利を持っている。憲法以前の「国民」というのは英語ではピープルであって、社会契約論のストーリーから言えば、ピープルが社会契約により国家を作り、憲法制定権者として憲法を制定した、憲法以前にピープルがいて、その人たちが憲法を作ったわけですから、国民主権の主体、憲法制定の主体としての国民というのは、少なくとも憲法上の存在としてあるわけで、それを法律によって自由に決めてよいという論理にはならない。」と論じていること。（47頁）

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲150	立憲主義と日本国憲法 第4版 (抄)	写	2017年 (平成29年) 3月30日	高橋和之	人権が憲法により保障されたものであり、国民はその当然の主体であるとするれば、憲法の下位にある法律が国民の範囲を自由に定めうと考えることはできず、人権が憲法により与えられたものではなく、論理上は憲法に先行するものであるとするればなおさらそうであり、論理上は国民の範囲は「社会構成員」として憲法以前に定まっていると想定しなければならないこと。 その「社会構成員」が憲法制定により天皇・皇族と国民に分離され、憲法10条のいう国民とはこの段階の国民であり、憲法10条がそのような国民の範囲を法律で定めうとしたのは、自由に定めうとする趣旨ではなく、論理上法律制定以前に想定されている国民（憲法上の国民）をいわば確認するという趣旨であると解すべきこと。（88～89頁） 国籍喪失の場面での立法裁量は相対的に狭くなると考えるべきこと。（91頁） 国際化が進展する今日、二重国籍は特権ではなく当人のアイデンティティーの重要な要素であることを考えると、国籍選択を強制することが個人の尊厳に反しないかどうかを真剣に考えるべき時が来ているとの指摘があること。（265頁）
甲151	海外から一票を！ 在外投票運動の航跡(抄)	写	2004年 (平成16年) 10月20日	海外有権者 ネットワーク LA	在外邦人選挙権制限違憲訴訟（2005（平成17）年9月14日最高裁判所大法廷判決）の原告（上诉人）らが、外国で生まれ育った日本国民ではなく、日本から外国に移住した日本国民であったこと。（384頁、380頁、381頁）

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲152 -1	フォーラム 「二重国籍を考える」 ① 現状は	写	2023年 (令和5年) 7月30日	朝日新聞社	二重国籍について朝日新聞社が2023年7月3日～24日まで実施したウェブアンケートに974件の回答があり、1人が二つ以上の国籍を持っても問題はないとする回答が896件に上ったこと。同アンケートでは、二重国籍を禁止することは優秀な人材を遠ざけるなどの声があり、山浦最高裁元判事が国籍法11条1項は国籍離脱について選択する権利を無視するものであると指摘をしているほか、国際的に活躍する日本人から「日本国籍は諦めている」という声が多く寄せられるなど、国籍法11条1項を含む国籍法制の問題点が浮き彫りとなったこと。
甲152 -2	フォーラム 「二重国籍を考える」	写	2023年 (令和5年) 7月30日	朝日新聞社	二重国籍について朝日新聞社が2023年7月3日～24日まで実施した上記ウェブアンケートの個々の回答内容。
甲152 -3	フォーラム 「二重国籍を考える」 ② 当事者の声	写	2023年 (令和5年) 8月6日	朝日新聞社	甲153-1のアンケートに回答した海外在住者4名が直面させられている苦悩の内容と、司法による解決が望まれていること。
甲153	憲法判例の動き(『令和5年度重要判例解説』所収)	写	2024年 (令和6年) 5月20日	松本和彦	東京訴訟の高裁判決について、「複数国籍の防止を重視し、外国籍の志望取得に伴う日本国籍喪失という効果の合理性を評価したもので、個人の自己決定よりも、深刻かどうか分からない複数国籍の弊害を強調するものになっている」という辛辣な批判があること(7頁)。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲154	国籍法11条1項違憲訴訟(『令和5年度重要判例解説』所収)	写	2024年 (令和6年) 5月20日	館田晶子	東京訴訟の高裁判決について、立法裁量統制と目的手段審査を中心に解説した評釈で、①憲法10条と立法裁量統制、②立法の首尾一貫性、③目的手段審査の3つの点について、批判的な見解の数々が紹介され、③においては、法的効果としての日本国籍自動喪失には処分性がないため、告知聴聞といった適正手続きを欠いているが、UNHCRの第5ガイドラインは、国籍の喪失・剥奪要件について目的を達成するため最も侵害度が低い手段でなければならないことと、個別の事情聴取や不服審査を含む適正手続きを求めており、国籍法11条1項は比例性や適正手続きの観点から問題がある、との指摘がされていること。